



○長野県告示第154号

長野県報販売規程(昭和33年長野県告示第357号)は、平成15年3月31日限り、廃止します。

平成15年3月17日

長野県知事 田中康夫

法規学事課

○長野県告示第155号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第5条第1項の規定により、次のとおり検査を実施します。

平成15年3月17日

長野県知事 田中康夫

実施の目的	実施する区域	実施の対象となる家畜の種類及び範囲	実施の日	検査の方法
ブルセラ病、結核病及びヨーネ病予防のため	佐久市 南佐久郡 臼田町 南牧村のうち 平沢 小県郡 長門町 諏訪郡 富士見町のうち 富士見	搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及び当該雌牛と同一施設内で飼育している牛	平成15年 4月1日 から 平成16年 3月31日 まで	ブルセラ病 急速凝集 反応法 結核病 皮内注射 法 ヨーネ病 酵素免疫 測定法に よる検査 又はヨー ニン検査

<p>落合 伊那市のうち 西箕輪 西春近 駒ヶ根市のうち ち 赤穂 上伊那郡 飯島町 飯田市のうち 飯田 座光寺 松尾 下久堅 鼎 下伊那郡 松川町 平谷村 根羽村 木曾郡 三岳村 山口村 東筑摩郡 明科町 波田町 本城村 坂井村 生坂村 山形村 朝日村 北安曇郡 松川村 長野市 更埴市 埴科郡 坂城町 上水内郡 信州新町 牟礼村 鬼無里村 下高井郡 木島平村 下水内郡 栄村</p>			
<p>県内全域</p>	<p>種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛及び当該雄牛と同一施設内で飼育している牛</p>		

ヨーネ病発生予防のため	県内全域	<ol style="list-style-type: none"> 1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛のうち、県外から導入されたものであって過去に県内で検査を受けたことのないもの 2 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している肉用雌牛のうち、県外から導入されたものであって過去に県内で検査を受けたことのないもの 3 1、2以外の牛で、検査が必要と認められるもの 	平成15年 4月1日 から 平成16年 3月31日 まで	酵素免疫測定法による検査又はヨーニン検査
馬伝染性貧血発生予防のため	県内全域	<ol style="list-style-type: none"> 1 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している雌馬及び当該雌馬と同一施設内で飼育している馬 2 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄馬及び当該雄馬と同一施設内で飼育している馬 3 競馬法(昭和23年法律第158号)による競馬に出場する馬 4 乗馬大会等に出場する馬 	平成15年 4月1日 から 平成16年 3月31日 まで	寒天ゲル内沈降反応検査
家きんサルモネラ感染症のうちひな白痢発生予防のため	県内全域	種鶏	平成15年 4月1日 から 平成16年 3月31日 まで	急速凝集反応法
腐蛆病発生予防のため	県内全域	みつばち	平成15年 4月1日 から 平成16年 3月31日 まで	臨床検査及び細菌検査
牛のブルータング、アカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、イバラキ病及び牛流行熱の	県内全域	実施する区域で飼養されている牛(平成14年11月から平成15年4月までに生産され、かつ、最終採血が終了するまでワクチン接種を行わないものに限る。)のうち、地理的、自然的条件を考慮して所轄家畜保健衛生所長が選定するもの	平成15年 6月1日 から 平成15年 11月30日 まで	ブルータング 寒天ゲル内沈降反応法 アカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感

発生予察のため				染症、イバラキ病及び牛流行熱中和試験
---------	--	--	--	--------------------

畜 産 課

○長野県告示第156号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成15年3月17日

長野県知事 田 中 康 夫

1 施行者の名称

上 田 市

2 都市計画事業の種類及び名称

上田都市計画下水道事業 上田市特定環境保全公共下水道

3 事業施行期間

平成4年1月9日から

平成20年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

下 水 道 課

○長野県告示第157号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成15年3月17日

長野県知事 田中康夫

1 施行者の名称

飯田市

2 都市計画事業の種類及び名称

飯田都市計画下水道事業 飯田市公共下水道

3 事業施行期間

平成11年11月30日から

平成21年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

平成12年長野県告示第9号の事業地のうち川路地内において事業地を変更し、伊豆木を加える。

下水道課

○長野県告示第158号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成15年3月17日

長野県知事 田中康夫

1 施行者の名称

池田町

2 都市計画事業の種類及び名称

池田都市計画下水道事業 池田町公共下水道

3 事業施行期間

平成6年1月20日から

平成23年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

下水道課

○長野県告示第159号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成15年4月1日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県佐久建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成15年3月17日

長野県知事 田中康夫

- 1(1) 道路の種類 一般国道
 (2) 路線名 141号
 (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員 m	延長 km
佐久市大字岩村田字下樋田1796番地先から 佐久市大字長土呂字下蟹沢260番の1地先まで	旧	26.4~69.0	1.7423
佐久市大字長土呂字下蟹沢264番の1地先から 小諸市大字平原字曲沢1035番の1地先まで		26.0~55.0	4.4145
佐久市大字三塚字金山126番の1地先から 小諸市大字柏木字西大道下347番の1地先まで		7.0~60.3	13.1919
同 上	新	10.6~88.7	11.6429

- 2(1) 道路の種類 一般国道
 (2) 路線名 142号
 (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員 m	延長 km
小諸市大字平原字久保田1140番の1地先から 佐久市大字三塚字金山125番の1地先まで	旧	7.0~60.3	14.5794
同 上	新	22.3~88.7	10.4081

- 3(1) 道路の種類 県道
 (2) 路線名 三分中込線
 (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員 m	延長 km
佐久市大字平賀字門前1105番の5地先から 佐久市大字平賀字下屋敷5369番の6地先まで	旧	7.2~18.2	0.0922
佐久市大字平賀字門前1105番の5地先から 佐久市大字平賀字塚田2911番の1地先まで	新	7.2~20.0	0.7820

- 4(1) 道路の種類 県道
 (2) 路線名 借宿小諸線
 (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員 m	延長 km
小諸市大字御影字向原1570番の1地先から 小諸市大字御影字向原1568番の3地先まで	旧	5.3~28.4	0.0457
小諸市大字御影字向原1570番の1地先から 小諸市大字柏木字西大道下16番の8地先まで	新	5.3~35.1	1.5745

- 5(1) 道路の種類 県道
 (2) 路線名 香坂中込線
 (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員 m	延長 km
佐久市大字新子田字蛇塚1836番の3地先から 佐久市大字平賀字下屋敷5364番の1地先まで	旧	5.0~23.8	4.6562
佐久市大字新子田字蛇塚1836番の3地先から 佐久市大字中込字大屋2344番の5地先まで	新	8.9~60.3	5.5659

- 6(1) 道路の種類 県道
 (2) 路線名 小諸中込線
 (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員 m	延 長 km
佐久市大字横和字屋敷430番の1地先から 佐久市大字跡部字反田200番の1地先まで	旧	7.2~88.7	4.4457
佐久市大字横和字屋敷430番の1地先から 佐久市大字横和字高根475番の1地先まで		7.2~13.4	0.0940
同 上	新	7.2~13.4	0.0940

道路維持課

○長野県告示第160号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成15年4月1日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県伊那建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成15年3月17日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1(1) 道路の種類 一般国道
 (2) 路線名 153号
 (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員 m	延長 km
上伊那郡飯島町飯島2352番の1地先から 上伊那郡飯島町飯島2332番の8地先まで	旧	5.5~5.5	0.1560
同 上	新	16.0~32.0	0.1560

- 2(1) 道路の種類 県道
 (2) 路線名 飯島停車場日曾利線
 (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員 m	延長 km
上伊那郡飯島町飯島1178番の17地先から 上伊那郡飯島町飯島1179番の12地先まで	旧	4.0~13.5	0.0624
上伊那郡飯島町飯島1177番の1地先から 上伊那郡飯島町飯島1179番の12地先まで	新	13.5~38.0	0.0707

- 3(1) 道路の種類 県道
 (2) 路線名 飯島停車場線
 (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員 m	延長 km
上伊那郡飯島町飯島1178番の4地先から 上伊那郡飯島町飯島1153番の2地先まで	旧	5.6~5.8	0.2059
上伊那郡飯島町飯島1177番の6地先から 上伊那郡飯島町飯島1153番の1地先まで	新	16.0~16.0	0.1655

道路維持課

○長野県告示第161号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成15年4月1日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県豊科建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成15年3月17日

長野県知事 田中康夫

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 147号
- 3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員 m	延長 km
南安曇郡穂高町大字穂高1376番の3地先から 南安曇郡穂高町大字穂高970番の1地先まで	旧	9.0~15.0	0.4582
同 上	新	12.0~15.0	0.4582

道路維持課

○長野県告示第162号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成15年4月1日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県更埴建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成15年3月17日

長野県知事 田中康夫

- 1 道路の種類 県道
 2 路線名 長野上田線
 3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員 m	延 長 km
更埴市大字稲荷山字中条678番の4地先から 更埴市大字稲荷山字町屋敷838番地先まで	旧	6.2~17.0	0.7609
同 上	新	8.3~10.4	0.9217

道路維持課

○長野県告示第163号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成15年4月1日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県伊那建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成15年3月17日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1(1) 路線名 153号
 (2) 供用を開始する区間
 上伊那郡飯島町飯島2352番の1地先から
 上伊那郡飯島町飯島2332番の8地先まで
 (3) 供用を開始する期日 平成15年3月17日
- 2(1) 路線名 飯島停車場線
 (2) 供用を開始する区間
 上伊那郡飯島町飯島1177番の6地先から
 上伊那郡飯島町飯島1153番の1地先まで
 (3) 供用を開始する期日 平成15年3月17日

道路維持課

○長野県告示第164号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成15年4月1日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県豊科建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成15年3月17日

長野県知事 田中康夫

- 1 路線名 147号
- 2 供用を開始する区間
南安曇郡穂高町大字穂高1376番の3地先から
南安曇郡穂高町大字穂高970番の1地先まで
- 3 供用を開始する期日 平成15年3月17日

道路維持課

○長野県教育委員会教育長告示第1号

人権同和教育啓発事業補助金交付要綱(昭和50年長野県教育委員会教育長告示第5号)の一部を次のように改正し、平成15年度の補助金から適用します。

平成15年3月17日

長野県教育委員会教育長職務代理者

長野県教育委員会事務局教育次長 瀬良和征

題名を次のように改める。

人権教育啓発事業補助金交付要綱

第1中「人権同和教育の」を「人権教育の」に、「人権同和教育啓発事業」を「人権教育啓発事業」に改める。

第2の表中「人権同和教育資料」を「人権教育資料」に、「2分の1以内」を

「3分の1以内」に改める。

第4第1項中「人権同和教育啓発事業補助金交付申請書」を「人権教育啓発事業補助金交付申請書」に改める。

第5中「人権同和教育啓発事業変更承認申請書」を「人権教育啓発事業変更承認申請書」に改める。

第6第1項中「人権同和教育啓発事業実績報告書」を「人権教育啓発事業実績報告書」に改める。

第7中「人権同和教育啓発事業補助金交付請求書」を「人権教育啓発事業補助金交付請求書」に改める。

人権・同和教育課